

平成 21 年

第 8 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成21年11月30日 (月) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第8回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	5
○ 11月30日（議事日程第1号）	7
○ 会期及び日程	9
仮議席の指定について	11
議長の選挙	11
議席の指定について	13
会議録署名議員の指名について	13
会期を定めることについて	13
副議長の選挙	13
議会運営委員会委員の選任について	14
常任委員会委員の選任について	15
沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	15
議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出について	16
議案審議	16

宮古島市告示第80号

平成21年第8回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成21年11月19日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 平成21年11月30日（月）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）
 - (2) 平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - (3) 平成21年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）
 - (4) 平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - (5) 平成21年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - (6) 平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - (7) 平成21年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）
 - (8) 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - (9) 宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - (10) 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第6号））

- (11) 議長の選挙
- (12) 副議長の選挙
- (13) 議会運営委員会委員の選任について
- (14) 常任委員会委員の選任について
- (15) 沖縄県後期高齢者医療広域連合会議会議員の選挙

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第89号	平成21年度宮古島市一般会計補正予算(第7号)	市 長	平成21年 11月30日	平成21年 11月30日	原案可決
議案 第90号	平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	”	”	”	”
議案 第91号	平成21年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号)	”	”	”	”
議案 第92号	平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	”	”	”	”
議案 第93号	平成21年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号)	”	”	”	”
議案 第94号	平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	”	”	”	”
議案 第95号	平成21年度宮古島市水道事業会計補正予算(第3号)	”	”	”	”
議案 第96号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第97号	宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	”	”	”	”
報告 第20号	専決処分の承認を求めることについて(平成21年度宮古島市一般会計補正予算(第6号))	”	”	”	承 認
選挙 第1号	議長の選挙	/	”	”	当選人 下地 明
選挙 第2号	副議長の選挙	/	”	”	当選人 棚原芳樹
選挙 第3号	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	/	”	”	当選人 垣花健志
指名 第2号	議会運営委員会委員の選任について	/	”	”	指 名
指名 第3号	常任委員会委員の選任について	/	”	”	”
/	議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出について	議 会 運 営 委 員 会	”	”	了 承

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
	仮議席の指定について				指定 (平成21年11月30日)
	議席の指定について				”

開会日（11月30日）に応招した議員

下	地		明	君	龜	濱	玲	子	君
棚	原	芳	樹	”	前	里	光	恵	”
高	吉	幸	光	”	山	里	雅	彦	”
仲	間	則	人	”	上	地	博	通	”
西	里	芳	明	”	佐久	本	洋	介	”
下	地	博	盛	”	平	良		隆	”
長	崎	富	夫	”	新	城	啓	世	”
前	川	尚	誼	”	嘉手	納		学	”
上	里		樹	”	垣	花	健	志	”
嵩	原		弘	”	富	永	元	順	”
砂	川	明	寛	”	池	間		豊	”
眞	榮	城	徳	彦	下	地		智	”
新	城	元	吉	”	新	里		聰	”

平成 21 年

第 8 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成21年11月30日 (月)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成21年第8回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成21年11月30日（月）午前10時開会

仮議席の指定について

日程第1 選挙第1号 議長の選挙

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成21年第8回宮古島市議会臨時会追加議事日程第1号

平成21年11月30日(月)

- 日程第1 議席の指定について
- ” 第2 会議録署名議員の指名について
- ” 第3 会期を定めることについて
- ” 第4 選挙第2号 副議長の選挙
- ” 第5 指名第2号 議会運営委員会委員の選任について
- ” 第6 ” 第3号 常任委員会委員の選任について
- ～ 休憩(委員会構成) ～
- ” 第7 選挙第3号 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- ” 第8 議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出について
(議会運営委員会提出)
- ” 第9 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)) (市長提出)
- ” 第10 議案第96号 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (”)
- ” 第11 ” 第97号 宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (”)
- ” 第12 ” 第89号 平成21年度宮古島市一般会計補正予算(第7号) (”)
- ” 第13 ” 第90号 平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(”)
- ” 第14 ” 第91号 平成21年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第3号) (”)
- ” 第15 ” 第92号 平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(”)
- ” 第16 ” 第93号 平成21年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第3号) (”)
- ” 第17 ” 第94号 平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(”)
- ” 第18 ” 第95号 平成21年度宮古島市水道事業会計補正予算(第3号) (”)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成21年第8回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成21年11月30日（月）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
11月30日	月	本会議	仮議席の指定 議長の選挙	臨時議長
			議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 議会運営委員会委員の選任 常任委員会委員の選任 ～ 休 憩（委員会構成）～ 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	議 長

会期＝1日

平成21年第8回宮古島市議会臨時会会議録

平成21年11月30日

(開会=午前10時00分)

(閉会=午後零時18分)

◎出席議員(26名)

議長(4番)	下地明君	議員(14番)	亀濱玲子君
副議長(10〃)	棚原芳樹	〃(15〃)	前里光恵
議員(1〃)	高吉幸光	〃(16〃)	山里雅彦
〃(2〃)	仲間則人	〃(17〃)	上地博通
〃(3〃)	西里芳明	〃(18〃)	佐久本洋介
〃(5〃)	下地博盛	〃(19〃)	平良隆
〃(6〃)	長崎富夫	〃(20〃)	新城啓世
〃(7〃)	前川尚誼	〃(21〃)	嘉手納学
〃(8〃)	上里樹	〃(22〃)	垣花健志
〃(9〃)	嵩原弘	〃(23〃)	富永元順
〃(11〃)	砂川明寛	〃(24〃)	池間豊
〃(12〃)	眞榮城徳彦	〃(25〃)	下地智
〃(13〃)	新城元吉	〃(26〃)	新里聰

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地敏彦君	伊良部支所長	垣花勝君
副市長	長濱政治	会計管理者	平良富男
企画政策部長	古堅宗和	水道局次長	下地祥充
総務部長	砂川正吉	消防長	砂川享一
福祉保健部長	譜久村基嗣	教育長	下地恵吉
経済部長	平良哲則	教育部長	上地廣敏
建設部長	友利悦裕	生涯学習部長	長濱光雄
城辺支所長	狩俣照雄	企画調整課長	友利克
上野支所長	平良光成	総務課長	下地信男
下地支所長	與那嶺大	財政課長	伊川秀樹

◎議会事務局職員出席者

事務局長	荷川取辰美君	議事係	仲間清人君
次長	奥平徳松	庶務係長	友利毅彦
補佐兼議事係長	前里安男		

◎事務局長（荷川取辰美君）

一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、新城元吉議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げたいと思います。

新城元吉議員、議長席によろしく願いいたします。

◎臨時議長（新城元吉君）

ただいまご紹介を受けました新城元吉であります。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

ただいまから平成21年第8回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は26名で全員出席であります。

本日の日程は、皆様方のお手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

これより日程第1、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（新城元吉君）

ただいまの出席議員数は26人です。

これより投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

◎臨時議長（新城元吉君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎臨時議長（新城元吉君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

◎臨時議長（新城元吉君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎臨時議長（新城元吉君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎臨時議長（新城元吉君）

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎臨時議長（新城元吉君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に砂川明寛君、下地智君を指名いたします。

よって、ご両名の立ち会いを願います。

(開 票)

◎臨時議長（新城元吉君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先程確認した出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票26票、無効投票ゼロ。有効投票中、下地明君15票、下地智君11票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6.5票であります。

よって、下地明君が議長に当選されました。

ただいま当選されました下地明君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

下地明君に当選の承諾及びあいさつをお願いいたします。

◎議長（下地 明君）

ただいま議員皆様方のご支援によりまして、第3代宮古島市議会議長に選出していただき、大変ありがとうございます。身に余る光栄とともに、その責任の重大さを痛感いたしております。同僚議員の皆様、市民の皆様、本当に感謝、感謝でございます。ありがとうございます。議会運営に当たりましては、公正、公平に努め、宮古島市の諸課題の解決並びに発展に向け、誠心誠意、全力を尽くす所存でございます。今後とも市民皆様のご支援、ご指導を心からお願い申し上げまして、承諾とごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎臨時議長（新城元吉君）

おめでとうございます。

それでは、議長と交代します。下地明議長、議長席にお着きをお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩＝午前10時15分)

◎議長（下地 明君）

それでは、再開します。

(再開＝午前10時16分)

本日の議事日程第1号に、お手元にお配りした追加議事日程第1号を追加いたします。

この際、日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読させます。

(朗 読)

◎議長（下地 明君）

ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において高吉幸光君と新里聰君を指名いたします。

次に、日程第3、会期を定めることについてを議題といたします。

今臨時会の会期は、本日11月30日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月30日の1日と決しました。

次に、日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長（下地 明君）

ただいまの出席議員数は26人です。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

◎議長（下地 明君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（下地 明君）

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長（下地 明君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎議長(下地 明君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(下地 明君)

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(下地 明君)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に砂川明寛君と下地智君を指名いたします。

よって、ご両名の立ち会いを願います。

(開 票)

◎議長(下地 明君)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票26票、無効投票ゼロ票。有効投票中、棚原芳樹君15票、亀濱玲子君11票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6.5票であります。

よって、棚原芳樹君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました棚原芳樹君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

棚原芳樹君に副議長当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

◎副議長(棚原芳樹君)

副議長に選出してくださいまして本当にありがとうございました。議長が今さっきおっしゃっておいりましたように、議会は公正、公平であるわけでありますから、議長を支えながら公正、公平に、また議会在スムーズにいくよう努力して努めてまいりたいと思っております。まだまだ未熟であります、一生懸命頑張りますので、どうぞなお一層のご指導、ご鞭撻よろしく願いいたします。ありがとうございます。

◎議長(下地 明君)

次に、日程第5、指名第2号、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、嘉手納学君、佐久本洋介君、砂川明寛君、富永元順君、山里雅彦君、西里芳明君、嵩原弘君、新城啓世君、新里聰君、長崎富夫君の10人を指名いたします。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長(下地 明君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時30分)

再開します。

(再開＝午前10時31分)

次に、日程第6、指名第3号、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務財政委員会委員に眞榮城徳彦君、平良隆君、新城啓世君、上地博通君、高吉幸光君、下地智君、山里雅彦君、新城元吉君、下地博盛君の9人を、文教社会委員会委員に垣花健志君、佐久本洋介君、嵩原弘君、仲間則人君、富永元順君、新里聰君、前川尚誼君、亀濱玲子君、上里樹君の9人を、経済工務委員会委員に嘉手納学君、下地明君、西里芳明君、棚原芳樹君、砂川明寛君、池間豊君、前里光恵君、長崎富夫君の8人をそれぞれを指名いたします。

ただいま各委員会委員を指名いたしました。委員会構成のため、しばらく休憩します。

(休憩＝午前10時32分)

再開します。

(再開＝午前10時58分)

ただいま各委員会から正副委員長の互選の結果報告がありましたので、報告いたします。

議会運営委員長に新城啓世君、同副委員長に佐久本洋介君、総務財政委員長に眞榮城徳彦君、同副委員長に高吉幸光君、文教社会委員長に垣花健志君、同副委員長に嵩原弘君、経済工務委員長に嘉手納学君、同副委員長に砂川明寛君がそれぞれ選任されました。

これより日程第7、選挙第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(下地 明君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に垣花健志君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました垣花健志君を沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、垣花健志君が沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました垣花健志君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

垣花健志君に当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

◎垣花健志君

ただいま議長により、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員に推薦を受けまして、皆様のご承諾を受けまして大変ありがとうございます。正直申し上げまして、このことに関しては非常に不勉強でありまして、一生懸命勉強させていただいて、そして宮古島市の議会の代表として立派にその職責を全うして頑張っていきたいというふうに思っております。

なおかつ、文教社会委員会の委員でもありますので、ぜひ議員としての情報をまた文教社会委員会でも生かしていきたいというふうに思っております。どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎議長（下地 明君）

次に、日程第8、議会運営委員会事項の閉会中継続審査の申し出についてであります。本件についてはお手元に配付しました申出書のとおり、議会運営委員長から閉会中継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

次に、日程第9、報告第20号から日程第18、議案第95号までの計10件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成21年第8回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明を申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案7件、条例議案2件、報告1件の合計10件であります。

最初に、議案第89号、平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。今回の補正は、予算総額の増減はなく、款・項の区分及び当該区分ごとの増減による補正であります。

次に、議案第90号、平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は248万2,000円の補正減で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ68億2,568万7,000円と定めてあります。

次に、議案第91号、平成21年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は81万円の補正増で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ2億3,026万円と定めてあります。

次に、議案第92号、平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明い

たします。今回の補正は912万7,000円の補正減で、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ5億9,158万8,000円と定めてあります。

次に、議案第93号、平成21年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は24万7,000円の補正増で、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ47億8,099万4,000円と定めてあります。

次に、議案第94号、平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は575万1,000円の補正増で、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ4億1,764万円と定めてあります。

次に、議案第95号、平成21年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正は875万3,000円の補正減で、職員給与費の補正となっております。以上、平成21年度一般会計及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第96号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。期末・勤勉手当を引き下げ改定する宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を引き下げる必要があるため、本案を提出します。

議案第97号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。沖縄県人事委員会の給与勧告を考慮し、給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げ等を行う必要があるため、本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第20号、専決処分承認を求めることについて（平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第6号））についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（下地 明君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎長崎富夫君

ただいま説明が当局からされましたが、議案第97号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質問いたします。

この件につきましては、自治労宮古島市職員労働組合、自治労宮古島市水道局職員労働組合及び自治労連宮古島市職員労働組合合同の数回にわたる団体交渉の結果、決裂したと聞いております。当局にお願いがありますが、県内11市のラスパイレス指数をお示しいただきたいと思っております。ひとつよろしくお願ひします。

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

(休憩＝午前11時11分)

再開します。

(再開＝午前11時12分)

◎総務部長（砂川正吉君）

県内の11市のラスパイレス指数ですけれども、平成20年ラスパイレス指数で那覇市98.2、宜野湾市94.4、石垣市92.8、浦添市97.7、名護市93.6、糸満市95.9、沖縄市95.5、豊見城市95.9、うるま市94.2、南城市96.8、宮古島市89.9、以上11市のラスパイレス指数でございます。

◎長崎富夫君

今お示ししていただいたとおり、県内11市でラスパイレス指数、最下位であります、11市の中で。数年前までは隣の石垣市が一番最下位で、宮古島市は下から2番目ということであったろうと記憶しております。確かに旧平良市を含めまして、財政的に厳しい状況で、あわや財政再建団体一步手前という時期もありました。財政再建につきましては、伊志嶺亮前市政のもとで長年の課題でありましたトゥリバー地区埋立地の売却も解決しまして、本市の財政も明るい展望が開けてきたものと理解しております。その影響は管理職手当という下地敏彦市長の英断であったらうと理解しております。しかし、先程お示しがあつたとおり、ラスパイレス指数は県内最下位であります。また、数々の職員手当等々、削減及びカットがありまして、10年前採用された職員の年収が10年後の今現在、さほど変わっていないという状況にあります。

そこで、県内11市のラスパイレス指数を今回の給与削減に考慮して、これは実施に踏み切ったのかどうか、また今後ラスパイレス指数について改善、いわゆるラスパイレス指数の引き上げ等お考えあるかどうかお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎副市長（長濱政治君）

ラスパイレス指数を考慮した上で、この給与改定がなされたか、それから今後改善する考えはないかという2点でございました。このラスパイレス指数、確かに県内で一番低いというのは理解しております。もちろん労働組合との交渉の中でも再三言われました。しかしながら、ラスパイレス指数が低いというのは、いろいろ事情がございます。ご存じだとは思いますが、合併の際の市部と郡部との差がちょっとあり過ぎたというのが1つ大きな要因でございまして、そのときの状況をそのまま引きずっているという状況で、それを全部考慮して改定すべきではない、それから増やすべきだというふうな考え方はもちろんございますけれども、これは当初、では合併しなかったら、それぞれの市町村の中でラスパイレス指数そのものは低い状況の中であったことがあるわけでもございまして、合併して全体的にラスパイレス指数が低いというのはもちろん理解しておりますけれども、それはそのまま引き継いで、今後ラスパイレス指数の改善が可能かどうかということについて、労働組合といろいろ勉強会をしていきたいということの提案は一応は行っております。ただ、そのラスパイレス指数をもって今回の減額措置を回避すべきだということについては、それはできないというふうに一応主張しまして、交渉決裂ということになりました。

◎下地博盛君

議案第96号と議案第97号について二、三点質問をいたします。

96号、97号、特別職の職員、それから職員の給与の削減に関する条例についてですけれども、これまでの職員団体、いわゆる労働組合との話し合いの経緯をちょっと教えていただきたいなと思います、何回ぐ

らいお持ちになったのか。決裂という話が先程副市長から出ましたけれども、その経緯と回数等を教えていただきたいと思います。

それから、今回の給与削減に関して、人事院勧告の主旨は官民格差の是正であるとか、そういう観点が大きいだらうというふうに思っています。給与の削減は期末手当の削減が主なものでありますけれども、まず職員が0.3月分の減で、大まかですね。特別職が0.25月分の減なのか、この辺もちょっと教えてください。

もう一つ、今回の議案第96号、それから97号によって削減を受ける給与というものが約1億円というふうに聞いております。そのうちの約8,000万円が職員の残業手当、いわゆる時間外勤務手当のほうに回ると、それから残り2,000万円余が財政調整基金に充てられるというふうに理解をしております。約8,000万円については、本来なら職員に入るべきお金が残業手当に回るわけですがけれども、職員の片一方のポケットに入るべきお金が片方のポケットから取り出されて、右のポケットから左のポケットに移るということで、これも民間の関係とは余り関係がないような、役所内部での使い方、使い分けというような印象を受けます。

それと、2,000万円余についてもやっぱり役所の中で積み立てがされるということです。こういう行い方は役所の中で十分検討されたんだらうというふうに思いますけれども、市民感覚といいますか、市民の皆さんの発言の中には、大変厳しい年の瀬ですし、かなり失業率も高いということで、こういうお金を役所内部で使うんじゃないかと、とりわけ職員もそう少ないわけじゃないのに、どうして民間のほうに回していただけないんだらうかという意見がかなりあります。それと同時に、市が管理をしている道路であるとか、あるいは市が管理をしている施設であるとかの清掃等に関してもかなり十分じゃないというようなことが見受けられます。それで、市道であるとか、あるいは公園であるとかの清掃等に振り向けることで、例えば那覇市がホームレスや失業者の皆さんをお集めをして遺骨収集の作業に充てたりということで、大変苦しい皆さんをそういうお金でもって救済をしていくというようなことをやっているのだから、できれば宮古島市にもこういった配慮があつていいのじゃないのかなというのが市民感覚だらうというふうな言い方をされている方が二、三名いらっしゃいました。当局に当たっては、そのあたりの発想はなかったのかと、やっぱりお役所的だなどというふうな意見をいただきました。それが率直な感覚のようであります。このあたりの考え方について当局の考え方をお聞かせをいただきたい。

それから、先程ラスパイレス指数の話ありましたけれども、大変厳しい状況でありますけれども、今後一生懸命対処してまいりたいということをお話しなされておりましたので、ぜひこのあたりの改善方もお願いしながら、要望と一部質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時22分）

再開します。

（再開＝午前11時23分）

◎副市長（長濱政治君）

労働組合との交渉は4回やっております。毎回一生懸命いろいろ話し、意見をぶつけ合いました。それ

と、沖縄県人事委員会が調査をして、官民の格差ということで給与も期末手当も減額の勧告をしております。結局宮古島市のほうがほかの10市と比べまして0.1月分高いという状況が去年1年間続きました。厳しい中で一応手当をしてくるというところが1つありました。そして、今回はこういう100年に1度という不況の中で、また少し財政状況が改善されたという中ではありますけれども、この際0.1月分というふうなものについては、これはもうほかの10市と同じような足並みをとりたいということで、ほかの市とは違って0.3月分というふうなちょっと高目の数字になりました。これは申し上げれば去年1年間は0.1月分は多くいただいていたということでございます。

それから、特別職の0.25月分の減ということにつきましては、これは県の特別職に準じた支給額というところで3.10月分に合わせたというところでございます。

それから、8,000万円を時間外勤務手当に、2,000万円余を財政調整基金に積んだことに対しまして、2,000万円余の分について民間の活力のために使うべきではないかということでございました。ただ、もちろんそういう考え方もあろうかと思いますが、今私どもの財政調整基金で積んでいる額が非常に少のうございまして、今後合併特例債がなくなっていく中で、今積んでおいて、ほかに何かあった際にこの財政調整基金から崩していくということを第一に考えておまして、できるだけ少し余裕ができれば財政調整基金には積んでいきたいというふうな考え方からそのように積んでおります。

◎下地博盛君

財政調整基金に関しては、これで私は別にどうと言っているわけではなくて、この8,000万円についてはせっかく職員が身銭を切るわけですから、それなりにもっと有効に活用していただきたいというふうに、職員にそれを戻すのではなくて、民間で使えないかという発想なんです。そういうことで、ちょっと発言が余り明瞭じゃなかったかもしれませんが、そういう意味で申し上げました。誤解のないようお願いをしたいと思います。

(「議長、休憩」の声あり)

◎議長(下地 明君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午前11時27分)

再開します。

(再開＝午前11時28分)

◎副市長(長濱政治君)

質問を取り違えていたようで、申しわけありませんでした。新聞で8,000万円というふうに載っておりますけれども、実際は6,200万円余です。

それと、なぜ6,200万円余を、例えばでは民間に回したほうがいいんじゃないかというふうな発想もございまして、これまで職員はラスパイレス指数も低い、それから時間外勤務手当もないという状況がずっと続いてきたわけでございます。それから手当も一応カットされてきたというふうなことを考えてみました。特に土曜、日曜の大きなイベントがたくさんございまして、これも時間外勤務手当なしという状況です。もちろん代休をとりなさいというふうなことにはなっておりますけれども、その代休もなかなかとれない状況が続いているという中であって、少しでも職員に還元して、もう少し意欲を持った業務に

取り組めればというふうに考えて、一応は労働組合のほうにも提案はいたしております。そういうことでございました。

◎新城元吉君

ただいまの質問のやりとりを聞いていますと、1億円近い給与を、それも補正で浮かすと、その使い道をめぐって時間外勤務手当に回すか、あるいは残ったのは財政調整基金に回すかというような議論のように聞こえるんですけど、じゃ一体市民にわかりやすくするために、人件費に占める国からの交付税の割合は何%なのか、それからいわゆる義務的経費ですから、市民の納税による自主財源から何%なのか、これをまずはっきり据えていただきたいということです。給与に関しては、どれだけの割合で国から交付税という形で来るのか、それから市民の税金からいく、いわゆる自主財源から何割それに充てられているのかということをはっきり据えた上で、ラスパイレス指数もほかの市と比べるとかなり低い。それで、今までの経済的な貧しい状態でこういう職員に対していろんなことを強いられてきたということ、これを幾らかでも見直そうということなんですけど、これをはっきりした上でもう一つ大事なことは、こういう島嶼経済の中では、1億円近いお金が有効利用として機能した場合、経済学的にですよ、これ市長にぜひ伺いたい。どれだけの経済効果が出てくるか、これは考えたことありますか。有効利用の原理という考え方があります。ですから、これをまず市長としてはどういう1億円近いお金がもし職員によって寄附された場合に、与えられた場合に、有効利用をどれだけ喚起して、幾らかでも宮古島の景気に影響があるのかないのか、この点をぜひお聞きしたいと思います。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(下地 明君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午前11時32分)

再開します。

(再開＝午前11時34分)

(議員の声あり)

◎議長(下地 明君)

しばらく休憩します。

(休憩＝午前11時34分)

それでは、再開します。

(再開＝午前11時35分)

◎新城元吉君

申しわけないことに、どの議案についてということと言わなかったわけですね。今ずっと議案第96号、議案第97号についての質疑をしているものと思って、これに関連してやったわけなんですけど、具体的には96、97号に関する質問でございます。先程申し上げましたように、この件に関しては、ですからもう再度質問になるんですけど、お聞き及びであれば、それに前回の説明に基づいてお答えを願いたい。

◎総務部長(砂川正吉君)

市の職員の人件費が市税に占める割合というご質問でございました。本市は168.1%となっております。

それから、交付税で人件費の割合どうなるかという質問でございましたが、交付税では特にそういった人件費が幾らという割合はございません。

◎新城元吉君

私が最初質問したのは、職員の給与を100とした場合に国から来る交付税は大体宮古島市の義務的経費の中の人件費の中の何割ぐらい占めていて、1人に充てると何%の給与の補給をしているのか、給与の支払い。それから、市民が納める市民税、いろんな税金等による自主財源からの割合は何%なのかということを知っているんです。ですから、それについて交付税幾ら充てられるかわからないというんじゃ、じゃ人件費にほとんど回っていないんじゃないかという聞こえ方もできるわけです。

それと、1億円というお金が近く浮く、これを先程のやりとり聞いていると、今まで残業しても時間外勤務手当に回っている部分がないので、それを考慮してそういうものに使っていきたい、余ったのは財政調整基金に積み立てていききたいというようなことでありますので、それよりかは1億円というお金が給与を通して職員にラスパイレス指数も他市町村並みにちゃんとそれに基づいて配分されれば、給与が引き上げられていけば、あるいは手当ができればかなりの有効利用ができてくると思うんです、購買力がついてきますから。それによって、こういう島嶼経済の中で、島国の中ではかなり景気が幾らかでも見込めるんじゃないかと、経済の理論上はそういう理論が成り立つんですよ。ですから、そういう点について、市長はどう思いますかということを知っているんです。

◎市長（下地敏彦君）

経済理論の論争をしようとは思っておりませんが、1億円をどんな感じで使うかという話です。だれがこの金を結果もらうかということを考えれば、今の我々の考えではラスパイレス指数が非常に低いで、それを何とかの形で手当てをしたいと、しかもこれまで超過勤務をいろいろやってきたのに、それも全然払われていないと、これでは問題だということで別の形で手当てをします。もらうのは同じ職員です。ですから、経済理論的に考えれば、全く同じような形で金は回っていくだろうというふうに思います。

◎総務部長（砂川正吉君）

本市の人件費が72億円ございます。そのうち、市税が44億円弱ございますから、44億円という割合は168.1%出ているということになるわけです。72億円マイナスの44億円の市税、その残りが交付税で人件費に充てているということになります。これはあくまで100ということをとらえてのことですので、ご理解ください。

◎亀濱玲子君

議案第97号について質問をさせていただきます。

先程から皆さん質問されていますけれども、総務部長がお答えになりました県内11市のラスパイレス指数の表ですね、あれは資料として提示していただきたい、全議員にお配りいただけたらありがたいです。

これまで団体交渉の結果も経緯も踏まえて副市長が合併後の課題というか、各市町村の格差があったと、それをなだらけてきているんだというふうなお答えだったと思うんです。ですけど、私は市長にこの行政をつかさどる市長のお考えを確認をしたいと思います。県内11市の中でもとても低いと、100に対して90割っているという、一番新しいデータで割っているという状況を市長ご自身は、それでさっき副市長がおっしゃったように、各種手当もカットされてきたという状況の中で、一番低いラスパイレス指数を市長

がどう認識されて、今後それを交渉していますと、この経緯はいろいろやりとりしてきて決裂されたというふうに副市長報告されていますけど、それをこれからどう改善していこうと、これは市長の政治判断も入ると思うんですが、これから行政運営をどうしていこうと置いていこうかということについて、今後の方向性、改善していくお考えがあるのかということについては、ぜひ市長ご自身で答えていただきたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

職員の給料、ほかの市町村と比べて低いんじゃないかという話です。宮古島市、何とか経済今立て直し、上向きになってまいりました。一番やらなければならないのは、宮古島全体の経済の活性化がまず第一だと思います。先程新城元吉議員がおっしゃっていたのと全く同じ考え方です。ですから、できるだけそういうふうな事業という形で、まずは予算というのは使うべきであるというふうを考えております。そして、活性化を図る中において、ラスパイレス指数の問題は考えなければならないというふうを考えておりまして、先程副市長が答弁したとおり、その内容については十分私ども調整をしながらやっておりますので、今後もそのとおり進めてまいりたいというふうに考えております。

◎亀濱玲子君

市長の答弁なんですけど、今後そのように進めていきますというお答えなんですけど、改善をしていく必要があると、いわゆる低いという、確かにこのような形で経済状況というのをまず最優先をするというお考えなんですけど、これからあと低いという状況は改善していこうというふうに考えているというふうな、これはお答えなんですか。

それと、今現在やっている各種の手当が切られてきたということに関するこれから後の対応も含めて、この2点をちょっと市長のお答えが少し私にはきちっと聞いていないので、済みませんが、よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

先程お答えしたとおりです。まず、島の経済の活性化を図る、その後で考えます。

◎上里 樹君

議案第97号についてお伺いいたします。

今回の人事院勧告に基づく沖縄県人事委員会の勧告を受けての提案ですけれども、この条例のほかにも7件の関連の特別会計、一般会計の予算が出ていますけれども、先程の質疑でラスパイレス指数が県内で最下位だということと、それから労使間の交渉が4回行われて、その中でラスパイレス指数も考慮していろいろやったようなご説明がありました。

そこで、私は数点お伺いしますが、まず全員協議会の場で削減の総額が示されていますけれども、本会議での議論は市民に公開される中でわかりやすくしたいと思いますから、改めてこの給与削減に伴う金額、どれだけの金が浮くのかという総額、それからその削減によって影響を受ける職員の数、これをお伺いします。

それから、人事院勧告は公務員の給料、これを民間との格差をなくすということを前提にしているわけなんですけれども、沖縄県内において官民格差はどうなっているのかお伺いします。

それから、労働組合との話し合い、4回協議したというんですけれども、先程の話し合いの中でお答えに

なりました中身以外に、ほかに労組関係から要求があったことがあればお示してください。

◎副市長（長濱政治君）

官民格差、特に給与でございますが、0.16です。

それから、労組交渉の中でほかになかったかというふうな話がございましたけれども、ほかにも手当の問題であるとか、それから退職の積立金の問題であるとか、そういうふうなことまでも一応は話がございました。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午前11時51分）

◎総務部長（砂川正吉君）

今回の給与改正での影響額ですが、1億689万円余でございます。

それから、対象職員944名となっております。

◎上里 樹君

こういう官民格差が0.16だとパーセントでお答えになりましたけども、平均金額で幾らになるのか、わかりやすく教えていただければ。

それで、もう一点は、新城元吉議員から質疑がありましたけども、削減された1億円余りの本市に与える経済的な影響、これをどう考えているのか、以上お伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

経済的影響ということは、つまり時間外勤務手当で支払うということについての経済的影響ということだろうと思うんですが、そういうことではなくて支払わずにほかのものに使った場合ということでございますか。どういう経済的影響なんですか。

（議員の声あり）

◎副市長（長濱政治君）

じゃ、済みません、休憩お願いします。

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午前11時56分）

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

（休憩＝午前11時56分）

再開します。

(再開＝午前11時56分)

◎副市長（長濱政治君）

1億円が、じゃ時間外勤務手当ではなくてほかのやり方で市民に還元された場合、どのような経済的影響があるかという質問だったというふうに理解しております。そういうことでよろしいですね。これは何に使うかによって、それぞれ多分違ってくると思うんですよ。ですから、1億円そのものがどういった効果を生むかというのを大まかに聞かれても、ちょっと答え切れない部分がございます。それは例えば道路に使うのか、住宅に使うのか、それからほかの福祉関係に使うのか、それによってやり方が多分違ってくると思いますので、一概にこれだけの影響があるというふうな言い方は現在ではちょっとできかねるといふふうに思っております。

◎総務部長（砂川正吉君）

先程のご質問でございますが、今度の沖縄県人事委員会の勧告の中で、官民格差は幾らかというご質問であったかと思いますが、勧告によりますと511円という格差が出ております。

それから、今度の給与改正で1人当たりの影響額は幾らかというご質問であったかと思いますが、これは4項目に分かれておりますけれども、合計で申し上げますと、1人当たり約11万4,000円の影響が出てまいります。

◎前里光恵君

議案第96号の条例改正についてお伺いたします。

まず、特別職とはどういう部類のことなのか、これが1点。

2点目は、期末手当の支給、これが幾らで幾らに下がるのか、幾ら減額されるのかです。

もう一つは、別紙で書いてありますけれども、第1条、第2条が別々に示されております。これについてご説明をいただきたいと思っております。

◎総務部長（砂川正吉君）

議案第96号の中で、特別職ということについてのご質問でございます。ここでいう特別職というのは、市長、副市長を指しております。教育長も含めております。

ここで改正内容文で1条、2条と区分してございますが、1条についてはすなわち今度の12月の支給率を引き下げします、これが1条です。それから、2条ですけれども、2条は引き下げしましたけれども、それを1年ベースで6月と12月、これに2条の中で6月には100分の160を100分の145に改めますと、それから100分の150は12月ですけれども、これを100分の65に改めると。なぜ1条、2条に分けているかというと、1条については公布の日から適用します、2条については来年の4月から適用しますということでこういう改正の方法をとっております。

◎前里光恵君

余り意味がわからないんです。具体的に市長、副市長、教育長の期末手当が幾らに下がるのか、その幅は幾ら、金額幾らかということをご質問していますので、お答えをいただきたいと思っております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（下地 明君）

しばらく休憩します。

(休憩＝午後零時04分)

再開します。

(再開＝午後零時06分)

◎議長（下地 明君）

ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております10件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第9、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第6号））に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより報告第20号を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第20号は承認されました。

次に、日程第10、議案第96号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第96号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第11、議案第97号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第97号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

まず、10月8日に沖縄県人事委員会より給与等に関する報告書勧告が県議会と県知事に勧告されました。それに基づいて条例の一部改正案が提案されていますけども、あと関連する7議案ありますけども、補正関係が。それに関連しますので、一括して私はここで態度を表明したいと思います。

まず、私は県に出された勧告に対する沖縄県内の県職労、それから沖縄県教職員組合、あと高等学校障害児学校教職員組合、それから全水道沖縄県企業局水道労働組合の陳情書、これを取り寄せました。その冒頭に、今度の勧告は実際に公民、要するに民間と官の格差を反映しない限界のある県人事院勧告だと冒頭に指摘して附帯決議の決議を求めていますけども、職員給与について当該特別措置を考慮して検討することが適当だと、いわゆるこの間20年から職員給与について特例条例により給与及び期末手当、勤勉手当の減額措置が実施されてきたと。

それから、もう一点に、諸情勢が整い次第、早期に解消されることと、これ人事院勧告が指摘をしている点です。

それから、3点目に、人事委員会の勧告制度というのは、労働基本権制約の代償措置だと、ですから現時点での県職員の賃金格差は民間と比較して現時点で月額1万円以上、県職員が低いということを挙げています。

それで、まず私は幾つか問題点を指摘したいと思いますけども、第1にこの大もとになる3点目に労組が指摘している労働基本権制約の代償措置ということについてなんですけども、これを今小泉純一郎内閣が打ち出した総人件費抑制政策、これが本来やるべき人事院にも結局押しつけられた結果、この間の人事院勧告は公務員の労働基本権を制約する代償措置とは到底言えないものになっているのではないかと。それを前提とする勧告は、公務員労働者の生活悪化をもたらすことになりまして、職場からの切実な生活改善の声に全く耳を傾けない、それから労働基本権の代償性を放棄する不当なものと言わざるを得ません。

それから、2点目に、大きな企業のない宮古島市で、公務員の購買力に依存しているという面は否定できないと思うんです。現状でも県内でラスパイレース指数が一番低いと。そういう宮古島市での給与引き下げ、これは宮古島市の経済にも大きな影響を与えるものだと考えます。

それから、3点目に、民間の冬のボーナスが決まっていない中で、公務員の給与引き下げ、これは賃金削減サイクルをさらに加速させるというんですか、そういう悪影響を与えることを懸念します。そして、消費低迷にますます拍車をかける結果になるのではないかと。ですから、以上の問題点を指摘して、今回の人事院勧告に基づく条例改正、これは私は今やるべきことは給与の削減ではなくて、内需の拡大を図るためにどうするか、職場の切実な生活改善の声にこたえるべきだと、そう考えます。職員給与に関する条

例等の一部改正に関する条例、それからそれに関連するほかの一般会計、それから各種特別会計の補正予算に対しても私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。

◎議長（下地 明君）

ほか討論ございますか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第12、議案第89号、平成21年度宮古島市一般会計補正予算（第7号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第13、議案第90号、平成21年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第14、議案第91号、平成21年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第91号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第15、議案第92号、平成21年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第92号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第16、議案第93号、平成21年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第17、議案第94号、平成21年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第18、議案第95号、平成21年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 明君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 明君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成21年第8回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午後零時18分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成21年11月30日
宮古島市議会
議長 下地 明
臨時議長 新城 元吉
議員 高吉 幸光
" 新里 聰